

株式会社阪急交通社と

「横浜市と株式会社阪急交通社との災害時の協力に関する協定」
を締しました

横浜市では、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築に向けた一環として、避難所等の環境改善や人的・物的支援の充実に向けた取組を進めています。

このたび、災害発生時において迅速かつ円滑に災害対応を行い、早期に復興へつなげることを目的に、株式会社阪急交通社と「横浜市と株式会社阪急交通社との災害時の協力に関する協定」を締結しました。

同社の旅行会社としてのノウハウを活かした、災害対応に必要な人材や資機材の確保等による支援が期待されます。



締結式の様子

左: 酒井 淳 代表取締役社長
右: 平中 隆 危機管理監

1 締結日

令和7年6月12日

2 協定の概要

- (1) 避難所等の開設及び運営に係る各種支援のための人材・資機材等の確保
- (2) 横浜市内の物資集配施設（備蓄庫等）における荷役作業等のための人材・資機材等の確保
- (3) 横浜市災害対策本部又は区災害対策本部の各種業務支援のための人材・資機材等の確保

3 添付資料

横浜市と株式会社阪急交通社との災害時の協力に関する協定書

株式会社阪急交通社

（本社所在地：大阪市北区梅田2丁目5-25 ハービスOSAKA 代表取締役社長 酒井 淳）

阪急交通社は、メディア販売の主力ブランド「トラピックス」をはじめとしたパッケージツアーや、個人旅行の「e-very」、企業・学校などの団体旅行、店舗でのカウンターセールス、訪日外国人旅行など、多様なニーズに対応した旅行商品を提供しています。

裏面あり

お問合せ先

総務局地域防災課避難等支援担当課長 田中 薫 Tel 045-671-4360



GREEN X EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



横浜市と株式会社阪急交通社との災害時の協力に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社阪急交通社（以下「乙」という。）は、災害時の迅速な対応及び緊密な連携・協力に関する災害協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、横浜市内及び同市外において、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）等が発生した場合、本協定第2条に定める事項を主軸に迅速かつ円滑な災害対応及び復興へつなげることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において第4条に掲げる責務遂行にあたり必要性を認める際は、乙に対し協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）により行う。ただし、協力要請書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力をを行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに実施報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（連携・協力内容）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、災害対応に関し情報交換するとともに、事業項目の優先順位について緊密な連携を図る。

- (1) 甲が開設する避難所等の開設及び運営に係る各種支援のための人材・資機材等の確保
- (2) 横浜市内の物資集配施設（備蓄庫等）における荷役作業等のための人材・資機材等の確保
- (3) 横浜市災害対策本部又は区災害対策本部の各種業務支援のための人材・資機材等の確保
- (4) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙いずれからも書面による特段の申し出がなければ1年間更新し、その後も同様に更新するものとする。

（協定の変更及び解除）

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（費用負担）

第7条 第4条に掲げる責務遂行にあたり乙が手配した費用は、原則、乙からの請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、甲乙が協議の上、乙が算出し、市場価格動向に照らし適正な価格とする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり知り得た相手方の秘密及び個人情報を、当該相手方の承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

なお、その他当該秘密及び個人情報の取扱いについては、法令に基づくほか、開示した当事者の指示に従うものとする。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

(その他)

第9条 本協定は、当事者が第三者と類似の契約を、本協定に定める守秘義務を遵守した上で自ら又は第三者との間で検討及び実行することを妨げるものではない。

(この協定にない事項)

第10条 本協定に定めるもののほか、協働事業の具体的な内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年6月12日

(甲) 所 在 地 横浜市中区本町六丁目50番地の10
名 称 横浜市
代表者職氏名 横浜市長 山中 竹春

(乙) 所 在 地 大阪府市北区梅田2丁目5-25 ハービスOSAKA
名 称 株式会社 阪急交通社
代表者職氏名 代表取締役社長 酒井 淳

(様式第1号：協力要請書)

年 月 日

株式会社阪急交通社 代表取締役社長

横浜市長

協力要請書

災害時の協力に関する協定書第2条に基づき、以下のとおり協力を要請します。

1 要請の理由（要請の原因となった災害名等）

2 要請の内容

- 避難所等の開設及び運営に係る各種支援のための人材・資機材等の確保
- 物資集配施設における荷役作業等のための人材・資機材等の確保
- 市災害対策本部又は区災害対策本部の各種業務支援のための人材・資機材等の確保
- その他（ ）

3 特記事項（具体的な要請内容など）

| |
|-------------------|
| 問合せ先 |
| 部署・担当者名： _____ |
| 電話番号： _____ |
| FAX番号： _____ |
| メールアドレス： _____ |

横浜市長

株式会社阪急交通社 代表取締役社長

実施報告書

災害時の協力に関する協定書第3条に基づき、以下のとおり実施内容を報告します。

1 実施内容

- 避難所等の開設及び運営に係る各種支援のための人材・資機材等の確保
- 物資集配施設における荷役作業等のための人材・資機材等の確保
- 市災害対策本部又は区災害対策本部の各種業務支援のための人材・資機材等の確保
- その他 ()

2 業務内容

3 特記事項

| |
|-----------|
| 問合せ先 |
| 部署・担当者名 : |
| 電話番号 : |
| FAX番号 : |
| メールアドレス : |